

家庭教育支援チームの発足について

1 目 的

不登校児童生徒とその保護者を対象とし、主任児童委員等の地域の人材が、学校と緊密に連携・協力しながら学校とは異なる立場による日常的な支援活動を行うことで、保護者の子育てに対する不安感や負担感を解消するとともに、家庭や子どもたちの孤立化を防ぐことを目的とする。

2 チーム構成

- 学校
- 主任児童委員、民生・児童委員、青少年委員等の地域人材
- スクールソーシャルワーカーや当該児童生徒または保護者が必要とする関係機関の職員等

※当該児童生徒または保護者のニーズや個々の状況によりチーム構成は異なる。

3 支援対象

不登校の児童生徒及びその家庭

※対象の決定にあたっては、学校と緊密に調整する。

4 支援内容

不登校の児童生徒及びその家庭に寄り添い課題解決するために、地域に根付いた主任児童委員等による働きかけが適している場合について、家庭への訪問型支援を通し身近な存在として継続的に関係づくりを行いつつ、相談対応や家庭教育に関する情報提供等を実施する。

具体的には、以下の活動を実施する。

- 児童生徒・家庭・学校状況の傾聴
- 登校支援
- 関係機関への同行（まなぼーと i-youth・まなぶーす・学び i プレイスなど）
- 地域の居場所紹介（ジュニアリーダー活動・各種地域行事など） など

5 活動の流れ（別紙参照）

- ① 学校は、地域人材を活用した支援について、当該児童生徒または保護者に意向を確認する。
- ② 学校は、担当地区の主任児童委員等に協力要請をする。
- ③ 学校は、主任児童委員等に校内委員会への出席を依頼し、当該児童生徒及びその家庭状況等を情報共有のうえ、役割及び分担等の支援方法を検討する。
- ④ 学校は、主任児童委員等が対応を開始するにあたり、面談や家庭訪問のセッティングを行い、学校の教員（担任、養護教諭等）の立ち合いのもとで面談等を行う。
※学校と家庭との信頼関係が成立していないケースでは、別途面談等の方法を検討する。
- ⑤ 主任児童委員等は、面談や家庭訪問を通じ、当該児童生徒や保護者の気持ちを傾聴し、信頼関係を築きながら、本人の希望等に沿った情報提供等を行う。
必要に応じて学校以外の社会教育活動等（i-youth、ジュニアリーダー活動、地域行事等）の情報を提供し、家庭や学校以外の居場所に結び付け、家から出るきっかけや、学校教育以外の活躍の場を見つけるための支援を行う。
- ⑥ 学校は、定期的に校内委員会を開催し、主任児童委員等との情報共有を図り、今後の方針や対応について関係者と共に検討し、決定していく。

6 モデル実施

平成 30 年度：2 校（常盤台小学校・志村第四中学校）

- 主任児童委員等と学校が既に連携し、不登校児童生徒やその家庭への適切な支援活動を展開している学校とする。

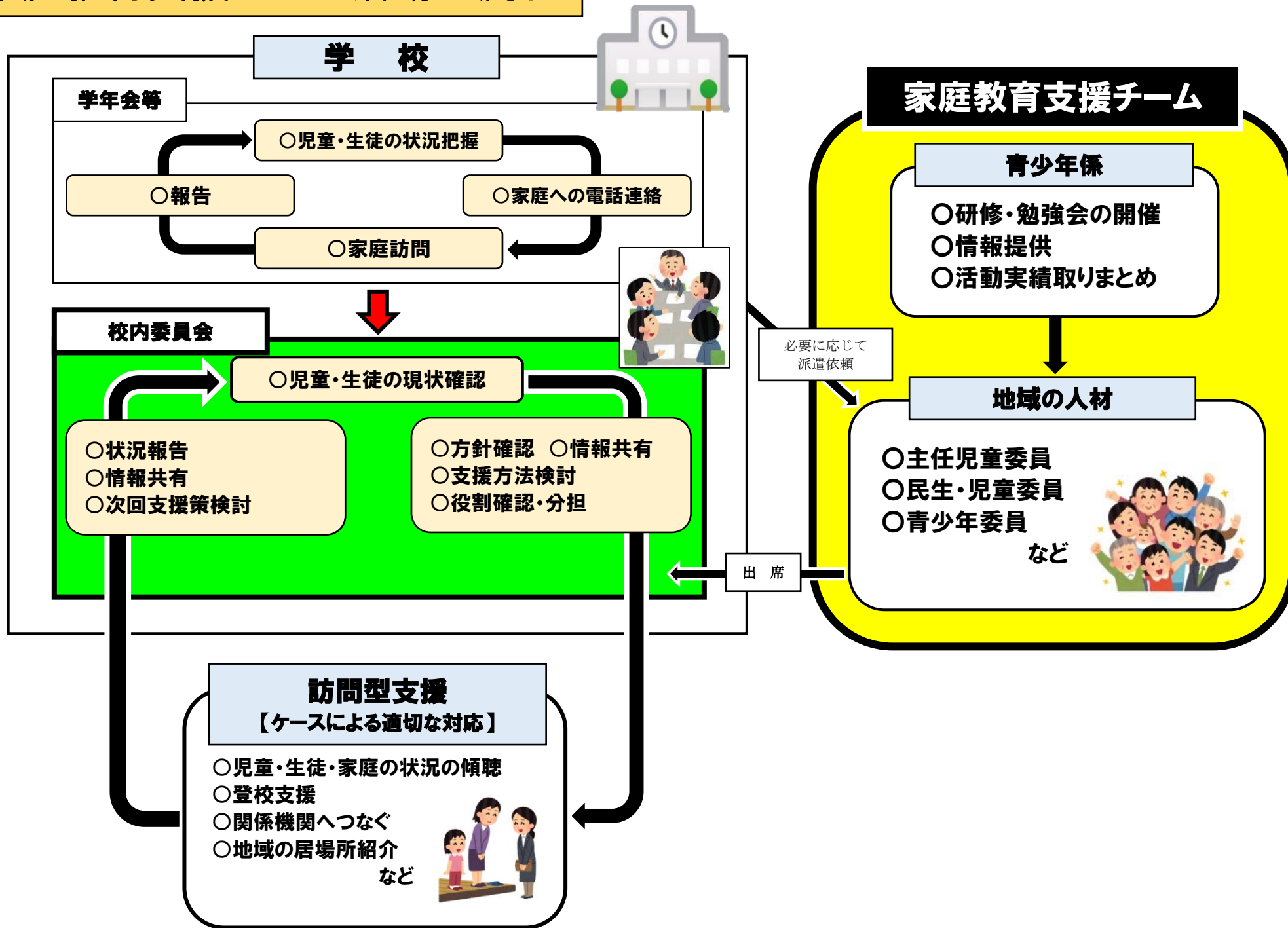
7 地域教育力推進課青少年係の役割

- 主任児童委員等向けの研修会・勉強会の開催
（傾聴スキル習得、個人情報保護の理解・社会教育関係及び事例の情報共有等）
- 活動実績とりまとめ
（教育委員会・校長会等にて報告）

8 将来像

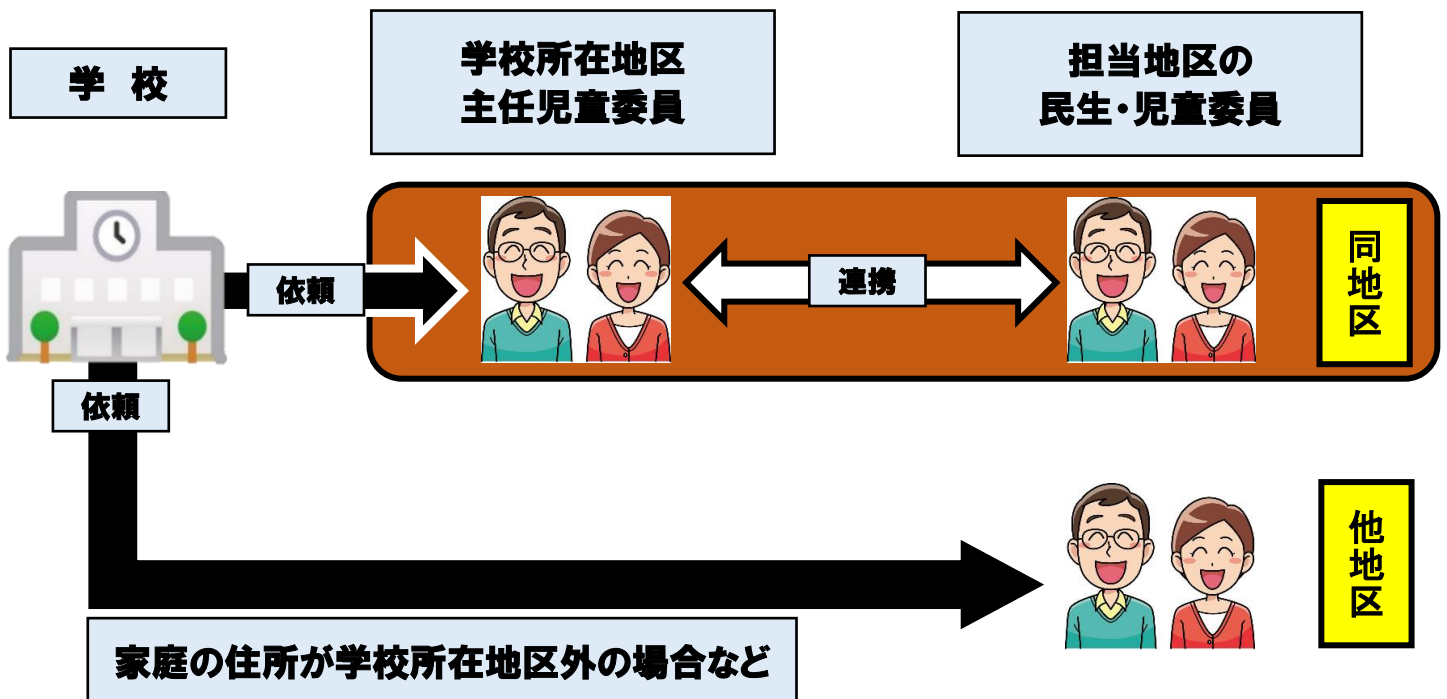
- 全校において、主任児童委員等との連携がなされ、必要に応じて不登校児童生徒とその家庭への支援が可能な仕組みが作られている。
- 不登校児童生徒のいる家庭が孤立することなく、事態が深刻化する前に、社会との接点もてるようになる。

家庭教育支援チーム活動の流れ



H30家庭教育支援チーム 学区域別担当地区一覧

| 学 校 | 学校所在地区 | 学 区 域 | | 民生・児童委員担当地区 |
|---------|--------|---------|-------|-------------|
| 常盤台小学校 | 常盤台 | 常盤台一丁目 | 全域 | 常盤台 |
| | | 常盤台二丁目 | 全域 | |
| | | 常盤台三丁目 | 1～23 | |
| | | 南常盤台一丁目 | 1～3 | |
| | | | 20～32 | |
| | | | 40 | |
| | | 南常盤台二丁目 | 1～4 | |
| 15～17 | | | | |
| 志村第四中学校 | 志村坂上 | 相生町 | 1～16 | 志村坂上 |
| | | | 17～26 | 蓮根舟渡 |
| | | 坂下一丁目 | 4～22 | 志村坂上 |
| | | 志村一丁目 | 13～35 | |
| | | 志村二丁目 | 全域 | |
| | | 志村三丁目 | 全域 | 中 台 |
| | | 中台二丁目 | 1・2 | |
| | | | 31～35 | |
| | | | 38～44 | |
| | | 中台三丁目 | 27 | 前 野 |
| | | 前野町四丁目 | 1～59 | |
| | | 前野町五丁目 | 全域 | |
| 前野町六丁目 | 38～48 | | | |
| | 51～64 | | | |



※ その他、実情に応じて柔軟な対応をする。